

## 学校法人聖路加国際大学における公的研究費に係る間接経費取扱細則

### (目的)

第1条 この細則は、学校法人聖路加国際大学(以下「法人」という。)における競争的資金等に係る間接経費の取扱いについて、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 「学校法人聖路加国際大学における公的研究費取扱細則」第22条に基づき、「公的研究費」に係る間接経費の取扱いについて、各府省で定める取扱細則等並びにこの細則を適用するものとする。

### (定義)

第3条 間接経費とは、公的研究費による研究の実施に伴う法人の研究活動の管理等に必要な経費として充当し、法人が使用する経費をいう。

### (間接経費の使途)

第4条 間接経費は、次の事業等に充てるものとし、具体的使途は、国が定める「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」に示すとおりとする。

- (1) 法人の研究開発環境の改善事業
- (2) 法人全体の研究機能向上事業
- (3) 競争的資金による研究実施に伴い必要となる管理等経費

2 間接経費は、直接経費で執行すべき経費に使用することはできない。

### (間接経費の納付等)

第5条 法人において経理処理を行う公的研究費を得た研究者等は、当該間接経費を法人に納付する旨を申し出なければならない。

2 間接経費の受入れに関わる事務は、研究センター 研究助成課が行う。

### (間接経費の配分)

第6条 間接経費は法人事務部門に配分し、法人における所定の支出手続に則って、法人の共通的な経費として執行するものとする。

### (間接経費の執行及び管理)

第7条 間接経費は、国が定める「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」に基づき、適切に執行しなければならない。

2 間接経費の執行については、財務経理課マネージャーが原則として予算内で行うものとする。

3 財務経理課マネージャーは、間接経費の執行に係る帳簿及び伝票を作成し、適正に管理し

なければならない。

- 4 前項に規定する関係書類の保存期間は、「学校法人聖路加国際大会計規程」による。ただし、公的研究費の配分機関が別に定めるときは、その定めによる。

(報告)

第8条 法人における公的研究費の間接経費の学内報告は、財務経理課は当該年度の間接経費実績報告書を作成して、翌年度の6月中旬を目途に理事長に報告しなければならない。

- 2 前項においてとりまとめた間接経費執行実績報告書を、財務経理課マネジャーは当該競争的資金等拠出元の機関に対して、定められた期日までに所定の報告を行わなければならない。

(間接経費の返還)

第9条 間接経費の交付を受けた研究者等が、当該年度途中において、他の研究機関に所属することとなる場合、又は研究を中止する場合には、直接経費の執行状況をもとに、間接経費に相当する額を当該研究者等に返還するものとする。ただし、他の研究機関に所属することとなる場合で、当該研究機関が間接経費の譲渡を受け入れないこととしているときは、各府省で定める取扱細則等に従い、定められたとおりの手続きを行うものとする。

(その他)

第10条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別途定めることができるものとする。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

1. この細則は、2015年4月1日から施行する。
2. 改正：2016年7月19日（一部改正）
3. 改正：2017年4月1日（第5条・間接経費の納付等・部署名変更）